

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 8 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 61 年 7 月から同年 9 月まで

私は、昭和 55 年 8 月に会社を退職後、区役所で国民年金の加入手続きを行い、送付されてきた納付書で、毎月、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、当該期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、昭和 58 年 4 月以降における国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立期間②前後の転居に伴う住所変更手続きを適切に行っていることが申立人の所持する年金手帳において確認できることから、当該期間の保険料についても納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は昭和 55 年 8 月に会社を退職後、区役所で国民年金の加入手続きを行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 59 年 3 月に払い出されていることから、この頃に国民年金の加入手続きが行われたものと推認され、当該加入時点では、当該期間の過半は既に時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、上記手帳記号番号と厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳を所持しているが、当該年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶は無いと述べており、当該期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間①の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京厚生年金 事案24015（事案7115及び15400の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和23年5月31日）及び資格取得日（昭和24年1月31日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和23年5月から同年7月までは500円、同年8月から同年12月までは1,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月31日から24年1月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に再度申し立てたところ、勤務は推認できるが保険料控除が確認できないこと等の理由により、記録訂正を認めることはできないとの通知があった。しかし、申立期間内に准社員から社員になり継続して勤務していたのに保険料控除が確認できないという判断に納得できず、新たに申立期間当時に同社から受けた辞令を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主と連絡が取れないこと、ii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間において加入記録のある従業員に申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険への加入状況等について照会したが、これらを確認できる回答は得られなかったこと、iii) 昭和23年1月13日の資格取得時と24年1月31日の再取得時における被保険者番号が別に払い出されていること等から、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年3月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は上記通知に納得できず、新たな資料として申立期間当時にA社の他

営業所に勤務していた同僚及び実兄から送られた手紙を提出するので、調査してほしいと再申立てを行っている。

上記手紙から、申立人の主張に信ぴょう性が認められ、申立人が申立期間においてA社のB営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、i) 上記被保険者名簿に上記手紙に記載されているA社のB営業所長と思われる氏名は確認できないこと、ii) 同社の同営業所に勤務していたと思われる同僚及び従業員の資格取得日は、それぞれ昭和23年9月30日及び24年6月1日であり、2名とも同営業所に勤務していたと思われる期間における厚生年金保険の加入記録は確認できないこと、iii) 上記3名の所在は不明であることから、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険への加入状況等について確認することができず、申立期間における厚生年金保険料の控除を推認できないことから、当委員会の決定に基づき平成23年3月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は新たに昭和23年3月9日付けでA社の本社からB営業所に異動となった辞令及び同年7月17日付けで准社員から社員になった辞令が見つかったことから、申立期間において同社の同営業所に継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたと主張している。

上記辞令及び同僚の供述から、申立人は、申立期間においてA社のB営業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社の申立期間当時の経理担当者は、社員であれば厚生年金保険に加入させており、保険料についても退社しない限り控除していたと思う旨供述している。

さらに、複数の従業員は、他営業所に転勤しても給与計算の処理は本社で一括して行っていた旨供述している上、上記従業員について、他営業所に勤務したとする期間においてA社における厚生年金保険の加入記録が確認できる。

加えて、申立人は准社員であった昭和23年1月から厚生年金保険に加入しており、社員となった申立期間内の同年7月に被保険者資格を喪失することは考え難い上、上記辞令に記載されている異動日（昭和23年3月9日）から同年5月31日までの期間は、A社において厚生年金保険の加入記録があることから、申立期間についても同社において厚生年金保険の加入が継続していたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和23年4月の社会保険事務所（当時）の記録及び同僚に係る標準報酬月額の記録から、同年5月から同年7月までは500円、同年8月から同年12月までは1,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に係る商業登記の記録も無く、事業主を特定することができないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録すること

は考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 23 年 5 月から同年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和51年11月4日、資格喪失日は52年2月27日であると認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和51年11月から52年1月までの標準報酬月額については、10万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月21日から52年3月1日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社から健康保険証を交付されており、また、源泉徴収票を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和51年11月4日から52年2月27日までの期間について、雇用保険の記録によると、申立人は、51年5月21日から52年2月26日までA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、当初、申立人に係る資格取得日は昭和51年11月4日と記録されていたところ、処理日は不明であるが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和51年12月28日）の後において、遡及して当該資格取得記録の取消処理が行われていることが推認できる。

また、上記処理は、申立人を含め15人の被保険者についても行われていることが確認できる。

なお、上記被保険者名簿においてA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日は昭和51年12月28日とされているものの、52年1月27日付けで事業主の変更が行われていること、雇用保険の記録から申立人が同年2月26日まで勤務しており、同社が発行した資格喪失後継続療養受給届にも資格喪失日が同年2月27日と記載されていることから、その後において、上記処理が行われていることが推認できる。

また、A社に勤務していた複数の従業員の供述から、申立期間当時、同社は経営が

厳しく、社会保険料を滞納していたことが推認できる。

さらに、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、同社が適用事業所でなくなった日においても法人事業所であったことが確認できる上、9人の従業員に係る雇用保険の記録が確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、上記処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における資格取得日は昭和51年11月4日、資格喪失日については、上記資格喪失後継続療養受給届における資格喪失日である52年2月27日とすることが必要である。

また、昭和51年11月から52年1月までの標準報酬月額については、申立人に係る上記処理前の上記被保険者名簿の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和51年5月21日から同年11月4日までの期間について、雇用保険の記録により、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、上記被保険者名簿によると、A社は、昭和51年11月4日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人の所持する昭和51年分給与所得の源泉徴収票によると、当該期間における厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

- 3 申立期間のうち、昭和52年2月27日から同年3月1日までの期間について、申立人が所持する雇用保険受給資格者証により、申立人は、同年2月26日に離職し、基本手当を受給していることが確認できることから、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが確認できない。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和51年5月21日から同年11月4日までの期間及び52年2月27日から同年3月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 57 年 3 月 31 日から同年 8 月 10 日までの期間について、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年 8 月 10 日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、17 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 31 日から 58 年 4 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 57 年 3 月 31 日から同年 8 月 10 日までの期間について、雇用保険の加入記録及び元従業員の供述により、申立人は当該期間においても A 社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人に係る資格喪失日について、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 57 年 7 月 31 日（以下「全喪日」という。）の後の同年 8 月 10 日付けで、遡って同年 3 月 31 日とされており、同様の処理が申立人を含む 15 人の被保険者について行われている上、同年 3 月 1 日以降に被保険者資格を取得した 8 人について、遡って当該資格取得記録が取り消されていることが確認できる。

しかし、上記被保険者名簿における「更新又は検認」欄には、昭和 57 年 4 月 24 日の日付印が押され、同日に被保険者証が更新されたことが確認できる上、申立人に係る当該被保険者名簿の備考欄には、同年に被保険者証が更新されたことを意味する印が押されていることから、申立人の被保険者証も同日に更新されたことが確認できる。

また、複数の元従業員が、申立期間当時の A 社は経営状態が悪く、社会保険料を滞納していると聞いたとしている上、同社の元社会保険手続担当者の妻である元従業員は、申立期間当時の同社は社会保険料を滞納しており、金融機関から融資を受けて滞

納保険料を支払うと夫から聞いたと供述していることから、申立期間当時、同社は社会保険料を滞納していたことが推認できる。

さらに、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、同社は全喪日以降も法人事業所であったことが確認できる上、雇用保険の加入記録により、常時5人を超える従業員がいたことが確認できることから、同社は、申立期間においても当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社の全喪日の後に、上記資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を、上記被保険者名簿において確認できる申立人に係る資格喪失届の受付日である昭和57年8月10日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和57年2月の上記被保険者名簿の記録から、17万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和57年8月10日から58年4月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及び元従業員の供述により、申立人が、当該期間においてもA社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、平成元年12月*日付けで解散している上、同社の事業主及び社会保険手続担当者は既に死亡していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、元従業員から提出された給与明細書及び文書回答により、A社の給与は月末締め翌月25日払いであり、当月分の厚生年金保険料を翌月25日に支払う給与から控除していたものと推認できるところ、昭和57年8月31日に同社を離職した元従業員から提出された給与明細書により、同年7月及び同年8月の厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できることから、同社では全喪日以降に支給した給与から厚生年金保険料を控除していなかったものと推認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 7 月 12 日は 24 万 1,000 円、同年 12 月 6 日は 33 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 12 日
② 平成 15 年 12 月 6 日

A 社（厚生年金保険の適用は B 社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社に勤務していたのは間違いないので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社及び B 社の破産管財人から提出された平成 15 年度夏期及び冬期手当支給一覧表並びに複数の同僚から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に A 社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、A 社の申立期間当時の給与事務担当者は、申立人の申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除していたと供述していること、及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、申立人についても、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準賞与額については、上記一覧表において確認できる賞与額から、平成 15 年 7 月 12 日は 24 万 1,000 円、同年 12 月 6 日は 33 万 1,000 円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主から回答を得ることができない上、A 社及び B 社は平成 23 年 12 月 * 日に破産手続を開始しており、当該破産管財人は、破産処理に必要な書類以外は廃棄し

て保管されていないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和44年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月16日から同年5月16日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。昭和37年4月に入社し、46年4月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった同社が作成した従業員名簿及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務し（昭和44年5月16日に同社B工場から同社C本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和44年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失日を誤って昭和44年4月16日として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月16日は20万円、17年7月15日は33万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月16日
② 平成17年7月15日

A事業所（現在は、B事業所）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間における賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、平成16年3月16日から17年12月30日までの期間について、A事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。ところ、申立人から提出された同事業所における賞与明細書により、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年7月16日は20万円、17年7月15日は33万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成19年1月から同年7月までは30万円、同年8月から20年8月までは41万円、同年9月から22年2月までは47万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の28万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、19年1月から同年4月までは30万円、同年5月から同年12月までは41万円、20年1月から同年5月までは38万円、同年6月から21年8月までは44万円、同年9月から22年2月までは41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る訂正後の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間③から⑫までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月25日は19万5,000円、17年6月30日は56万6,000円、同年12月25日及び18年6月25日はそれぞれ55万2,000円、同年12月25日は53万8,000円、19年12月7日は72万5,000円、20年6月17日は51万7,000円、同年12月5日は86万9,000円、21年7月1日は60万4,000円、同年12月10日は53万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年9月1日から19年1月1日まで

- ② 平成19年1月1日から22年3月1日まで
- ③ 平成16年12月25日
- ④ 平成17年6月30日
- ⑤ 平成17年12月25日
- ⑥ 平成18年6月25日
- ⑦ 平成18年12月25日
- ⑧ 平成19年12月7日
- ⑨ 平成20年6月17日
- ⑩ 平成20年12月5日
- ⑪ 平成21年7月1日
- ⑫ 平成21年12月10日

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与より低くなっており、また、申立期間③から⑫までの標準賞与額の記録が無いことが分かった。同事業所は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の訂正後の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、28万円と記録されていたところ、同事業所は、平成17年から21年までの定時決定に係る算定基礎届等を提出していなかったことから、24年4月26日付けで、年金事務所に当該算定基礎届等を提出した結果、同年5月9日付けで、19年1月から同年7月までは30万円、同年8月から20年8月までは41万円、同年9月から22年2月までは47万円に訂正されているが、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当該訂正前の28万円とされている。

しかしながら、申立人が保有している申立期間②における給与明細書によると、申立人は、標準報酬月額30万円から44万円に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、申立期間②に係る標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年1月から同年4月までは30万円、同年5月から同年12月までは41万円、20年1月から同年5月までは38万円、同年6月から21年8月までは44万円、同年9月から22年2月までは41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年4月26日付けで、申立てに係る報酬月額の届出を年金事務所に行っており、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③から⑫までの標準賞与額について、A事業所は賞与支払届を提出してい

なかったことから、平成 24 年 4 月 26 日付けで、年金事務所に当該賞与支払届を提出した結果、同年 5 月 9 日付けで、16 年 12 月 25 日は 20 万円、17 年 6 月 30 日、同年 12 月 25 日、18 年 6 月 25 日及び同年 12 月 25 日はそれぞれ 58 万円、19 年 12 月 7 日は 80 万円、20 年 6 月 17 日は 82 万円、同年 12 月 5 日は 91 万円、21 年 7 月 1 日は 68 万 2,000 円、同年 12 月 10 日は 62 万 2,000 円と記録されているが、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならないとされている。

しかしながら、申立人が保有している当該期間における賞与明細書によると、申立人は、標準賞与額 19 万 5,000 円から 86 万 9,000 円に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 12 月 25 日は 19 万 5,000 円、17 年 6 月 30 日は 56 万 6,000 円、同年 12 月 25 日及び 18 年 6 月 25 日はそれぞれ 55 万 2,000 円、同年 12 月 25 日は 53 万 8,000 円、19 年 12 月 7 日は 72 万 5,000 円、20 年 6 月 17 日は 51 万 7,000 円、同年 12 月 5 日は 86 万 9,000 円、21 年 7 月 1 日は 60 万 4,000 円、同年 12 月 10 日は 53 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 4 月 26 日付けで、申立てに係る賞与額の届出を年金事務所に行っており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①について、申立人の A 事業所における厚生年金保険の標準報酬月額、申立期間②と同様に、オンライン記録によると、当初、28 万円と記録されていたところ、30 万円に訂正されているが、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当該訂正前の 28 万円とされている。

そして、申立人が保有している申立期間①における給与明細書によると、申立人の報酬月額は 30 万円とされているものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は 26 万円であることが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る標準報酬月額については、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月30日から同年5月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社本社から同社C支店への転勤はあったものの、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が保有している申立人に係る人事記録及びD健康保険組合から提出された被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社に継続して勤務し（昭和40年5月1日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失日を誤って昭和40年4月30日として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月11日、同年12月17日及び16年8月10日はそれぞれ35万円、同年12月15日及び17年8月10日はそれぞれ30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月
② 平成15年12月
③ 平成16年8月
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年8月

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書等は保管していないが、申立期間に賞与を支給され厚生年金保険料が控除されていたと思うので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の給与振込銀行から提出された普通預金元帳により、A社から、申立期間において毎月の給与を上回る金額が振り込まれていることが確認できることから、申立期間において賞与の支払があったことが推認できる。

また、申立期間③から⑤までについて、A社から市町村に提出された申立人に係る平成16年及び17年の給与支払報告書により、当該期間の賞与から社会保険料等が控除さ

れていることが認められる上、複数の同僚が保管している賞与明細書並びに申立人の賞与振込額、厚生年金保険料、健康保険料、雇用保険料及び所得税の率により、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与振込額及び給与支払報告書等から判断すると、申立期間③は35万円、申立期間④及び⑤はそれぞれ30万円とすることが妥当である。

次に、申立期間①及び②について、給与支払報告書は保存期限経過により廃棄されているものの、上記普通預金元帳によると、申立人の当該期間における賞与振込額は申立期間③と同額であり、厚生年金保険料、健康保険料、雇用保険料及び所得税の率についても申立期間③と同じであること、複数の同僚が保管する賞与明細書により、申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できることから、申立人は、当該期間にA社から申立期間③と同額の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、35万円とすることが妥当である。

なお、申立期間の賞与支給日については、上記普通預金元帳において確認できる振込日から、平成15年8月11日、同年12月17日、16年8月10日、同年12月15日及び17年8月10日とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られなかったが、事業主が申立期間における計5回の賞与支払届を提出したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録しなかったとは考え難いことから、事業主は当該賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 17 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立期間の標準報酬月額は 17 万円であると認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 17 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、B厚生年金基金の加入員記録における標準給与と相違していることが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額について、当初、16 万円と記録されていたところ、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 24 年 8 月 31 日付けで 17 万円に訂正されたが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（17 万円）ではなく、当該訂正前の標準報酬月額（16 万円）とされている。

一方、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、事業主は社会保険事務所（当時）に資格取得時の報酬月額 16 万 6,000 円、標準報酬月額 16 万円と届け出ていることが確認できるが、当該報酬月額に見合う標準報酬月額は 17 万円であるところ、社会保険事務所は当該届出の記載内容を十分確認することをせず、標準報酬月額を 16 万円に決定したものと認められる。

また、申立人に係る厚生年金基金加入員資格取得および標準給与決定通知書は、上記通知書を複写したものであることが確認できるところ、事業主がB厚生年金基金に届け

出た標準報酬月額について、当初、16万円と記載されていたものが、同基金において17万円に訂正され、平成6年4月18日付けの確認印が押されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における標準報酬月額は17万円であるにもかかわらず、社会保険事務所は、事務処理誤りにより、標準報酬月額を16万円に決定したことが認められることから、申立人の申立期間における標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間②のうち、平成4年1月21日から同年4月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年1月21日、資格喪失日は同年4月1日であると認められることから、当該期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間④に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年5月から同年9月までは47万円、同年10月から5年2月までは41万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年6月1日であると認められることから、申立期間⑤の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年5月1日から62年9月1日まで
② 平成3年11月21日から4年4月1日まで
③ 平成4年4月1日から同年5月1日まで
④ 平成4年5月1日から5年3月31日まで
⑤ 平成5年3月31日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間①、移籍した時期及び戻った時期は記憶に無いが、C社及びA社に勤務した申立期間②、B社に勤務した期間のうち申立期間③及び⑤の厚生年金保険の加入記録が無い。各事業所に勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、B社に勤務した期間のうち、申立期間④の厚生年金保険の標準報酬月額が当時の給与と比べ低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の加入記録によると、申立人は、当該期間のうち、平成3年12月1日から4年1月31日まではC社において、また、同年2月3日から同年

3月31日まではA社において勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、平成3年11月21日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、4年1月21日に再度同社において被保険者資格を取得しているが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年1月31日より後の同年4月7日付けで、当該資格取得日が遡及して取り消されていることが確認できる上、同日付けで、申立人と同様に資格取得日が遡及して取り消されている元従業員が一人、資格喪失日が遡及して同年1月31日とされている元従業員が複数人確認できるほか、当該資格取得日が取り消された元従業員については、申立期間②に係るC社及びA社における雇用保険の加入記録が申立人と一致していることが確認できる。

また、A社が加入していたD厚生年金基金から提出された申立人に係る加入員記録によると、オンライン記録と同様に、平成3年11月21日に加入員資格を喪失後、4年1月21日に再度同社において加入員資格を取得していることが確認できる。このことについて、同基金の担当者は、「申立人が同年1月21日に同社に再入社した際の加入員記録は、同年6月に取り消されている。取り消された経緯など当時の詳細な理由は不明であるが、同社は同年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同月得喪になることから、記録が取り消されたものと思われる。また、厚生年金保険の被保険者記録が申立人と全く同じになっている元従業員は、当基金の加入員記録についても同様であることが確認できる。」旨供述している。

さらに、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、上記資格取得日の遡及取消処理日である平成4年4月7日において、同社は法人事業所であることが確認できることから、申立期間②において厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

加えて、上記登記簿謄本によると、申立人がA社の役員であったことを確認することはできず、同社の複数の元従業員は、「申立人は正社員で、E開発を担当していた。」旨供述していることから判断すると、申立人は、当該資格取得日の遡及取消処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において、申立期間②のうち、平成4年1月21日から同年3月31日まで勤務していたことが認められ、社会保険事務所において、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、当該資格取得日の遡及取消処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の同社における資格取得日を同年1月21日、資格喪失日を同年4月1日に訂正することが必要である。

また、平成4年1月から同年3月までの標準報酬月額については、当該資格取得日の遡及取消処理前のオンライン記録から、41万円とすることが妥当である。

申立期間④について、オンライン記録によると、申立人のB社における標準報酬月額は、当初、資格取得時（平成4年4月）は47万円、定時決定時は41万円であったところ、平成5年3月18日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に、平成5年3月18日付けで標準報酬月額が遡って減額訂正されている者が複数確認できる。

このことについて、当該期間にB社の社会保険事務を代行していた社会保険労務士は、「同社には社会保険料の滞納があり、事業主が社会保険事務所に呼び出され、保険料を払えない場合は標準報酬月額を減額するよう求められたことを記憶している。」旨供述している。

また、B社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は同社の取締役であったことが確認できるが、同社の元従業員は、「当時、経理及び社会保険事務の権限は社長にあり、申立人はE開発の責任者の一人であったが、厚生年金保険事務には関与していないと思う。」旨供述し、上記社会保険労務士も、「同社の社長の指示で社会保険事務手続を行っていた。」旨供述していることから判断すると、申立人は、上記標準報酬月額の遡及減額訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成5年3月18日付けで行われた上記標準報酬月額の遡及減額訂正処理は事実在即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、4年5月から同年9月までは47万円、同年10月から5年2月までは41万円に訂正することが必要である。

申立期間⑤について、雇用保険の加入記録によると、申立人は、当該期間において、B社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のB社における資格喪失日について、当初、平成5年6月1日とされていたところ、6年5月17日付けで、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同じである5年3月31日に遡及訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に、平成6年5月17日付けで、資格喪失日を5年3月31日に遡及訂正されている者が複数確認できる。

さらに、上記登記簿謄本によると、申立期間⑤において、B社は法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

加えて、上記登記簿謄本によると、申立人は、B社の取締役であったことが確認できるが、上述のとおり、同社の元従業員及び同社の社会保険事務を代行していた社会保険労務士の供述から、申立人は、上記資格喪失日の遡及訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人に係る資格喪失日を遡及訂正したことに合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年6月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間⑤の標準報酬月額については、申立人に係る上記訂正後の平成5年2月の標準報酬月額から、41万円とすることが妥当である。

申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人が、当該期間のうち、昭和61年10月1日からA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和62年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人及び複数の元従業員は、当該期間における給与明細書等を保有していない上、元従業員の一人は、「A社では厚生年金保険に加入するまでは給与から保険料は控除されていなかった。」旨供述している。

さらに、A社の元事業主は、「当時の資料を保管しておらず、詳細は不明である。」旨供述しており、申立人の当該期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間②のうち、平成3年11月21日から4年1月21日までの期間について、上述のとおり、雇用保険の加入記録によると、申立人が、3年12月1日からC社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社は平成4年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人及び申立人と厚生年金保険及び雇用保険の被保険者記録が一致していることが確認できる上記元従業員は、当該期間における給与明細書等を保有しておらず、保険料控除を確認することができない。

さらに、C社の元事業主からは照会の回答が得られず、申立人の当該期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間③について、雇用保険の加入記録により、申立人が、当該期間において、B社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は平成4年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人及び複数の元従業員は、当該期間における給与明細書等を保有しておらず、保険料控除を確認することができない。

さらに、B社の元事業主は、「当時の資料を保管しておらず、詳細は不明である。」旨供述しており、申立人の当該期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、申立期間②のうち、平成3年11月21日から4年1月21日までの期間及び申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 24030 (事案 2864 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年3月28日であると認められることから、資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成5年5月から6年2月までの標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成5年2月1日から同年4月12日まで
② 平成5年5月1日から6年3月頃まで

A社に勤務していた期間のうち、平成5年5月1日から6年9月頃までの厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、記録を訂正できないとの通知を受けた。今回新たに、銀行の普通・貯蓄預金補助元帳における同社からの給与振込記録を提出するので、再度調査して申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、当該元帳から、5年4月12日より前から同社に勤めていたことを思い出したので、申立期間①についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る申立てについて、申立人は、当該期間を含む平成5年5月1日から6年9月頃までA社に勤務し、厚生年金保険に加入していた旨申し立てたところ、雇用保険の記録から、申立人が当該期間のうち、同年7月31日まで同社に勤務していたことは確認できるものの、i) 同社は5年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、ii) 申立人は同年5月から国民年金に加入していることが確認できること、iii) 申立人は、「事業主から、厚生年金保険を打ち切るので国民年金に加入するように言われて区役所へ行った記憶がある。」旨供述しているほか、元同僚も、「会社から、給与から控除した厚生年金保険料を従業員に返金するので、従業員自身で国民年金に加入するように言われた。」旨供述していることなどから、既に当委員会の決定に基づき21年7月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「今回新たに、銀行の普通・貯蓄預金補助元帳におけるA社からの給与振込記録を提出するので、再度調査して申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、当該元帳から、平成5年4月12日より前から同社に勤めていたことを思い出したので、申立期間①についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」旨主張している。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び申立人から提出のあった銀行の普通・貯蓄預金補助元帳におけるA社からの給与振込記録により、申立人は、当該期間を含む、平成5年4月12日から6年7月31日まで同社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人について、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年5月1日より後の6年3月28日付けで、遡って申立人に係る資格喪失日を5年5月1日とする処理が行われている上、事業主を含む全ての元従業員についても、6年3月28日付けで、遡って資格喪失日を5年3月31日又は同年5月1日とする処理が行われているほか、事業主については、標準報酬月額も遡及減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、上記資格喪失処理日である平成6年3月28日において、同社は法人事業所であることが確認できることから、申立期間②当時、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと判断される。

また、上記登記簿謄本によると、申立人がA社の取締役であることは確認できない上、事業主は、「申立期間②当時、業界全体が不況となり、当社の売上げも減少して経営状態は悪化し社会保険料も滞納していた。代表取締役として代表者印は自分が保管しており、社会保険事務所（当時）との折衝も自分が行っていた。」旨供述していることから判断すると、申立人は、上記資格喪失処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、上記資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を当該処理日である平成6年3月28日に訂正することが必要である。

なお、平成5年5月から6年2月までの標準報酬月額については、申立人のA社における5年4月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

申立期間①について、上記給与振込記録によると、平成5年4月1日付けでA社から給与の振込があったことが確認できることから、入社時期は特定できないが、申立人が同日以前より同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記給与振込記録から、平成5年3月分の給与について、厚生年金保険の加入記録が確認できる同年4月分の給与より社会保険料相当分が多く振り込まれていると考えられるところ、事業主は、「当時の関係資料は残っていないが、当社には試用期間があり、厚生年金保険料は入社日より2か月から3か月後に控除していた。」旨供述している上、申立人と同日に被保険者資格を取得した元従業員についても試用期間はあったとしている。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①において、国民年金に加入し、当該保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録及び同社D研究所（現在は、A社E研究所）における資格取得日に係る記録を、それぞれ昭和31年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和31年9月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和31年9月29日から同年10月1日まで
② 昭和31年10月1日から同年10月4日まで

A社に勤務した期間のうち、同社C工場に勤務していた申立期間①及び同社D研究所に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時、同社に継続して勤務し、給与から保険料が控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにB社から提出された申立人に係る労働者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳並びに同社人事担当者及び申立期間に申立人と共に異動したとする元同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和31年10月1日に同社C工場から同社D研究所に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和31年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、申立期間①及び②に係る上記被保険者台帳において、申立人に係る資格喪失日が昭和31年9月29日、資格取得日が同年10月4日と記録されていることから、事業主は同年9月29日をA社C工場における資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年4月30日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月25日から同年11月1日まで
② 昭和40年4月30日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和36年3月に同社に入社しC出張所に配属され、その後、出張所間の異動はあったが、継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録並びにA社から提出された申立人に係る従業員台帳及び従業員名簿並びに同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間①において同社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人は、申立期間①当時、A社D支店ではなく、同社C出張所に勤務していた旨供述しているところ、オンライン記録によると、同社同出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和39年11月1日であることが確認でき、申立期間①について、申立人は引き続き同社B営業所において被保険者となるべきであったと考え

られることから、申立人の同社同営業所における資格喪失日を同日とすることが相当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和39年10月の定時決定に係る社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録並びにA社から提出された申立人に係る従業員台帳及び従業員名簿並びに同社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和40年4月30日に同社C出張所から同社E出張所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和40年5月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和37年10月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和39年1月31日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月30日から同年10月1日まで
② 昭和39年1月31日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和37年頃にA社からC社（現在は、B社）に出向又は移籍し、その後、同社の関連会社であるB社に異動したが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社から提出された申立人に係る従業員カードによると、申立人は、昭和36年2月にA社に入社後、37年6月15日にC社の嘱託社員となり、同年10月1日に正社員となったことが確認できることから、申立人は、申立期間①に同社において嘱託社員として継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記従業員カードにおいて確認できる嘱託社員であった期間は、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる上、当該従業員カードにおける正社員としての入社日、申立人のC社における厚生年金保険及び雇用保険の資格取得日について、いずれも昭和37年10月1日であることが確認できる。

さらに、B社から提出された資料によると、同社は昭和37年7月にA社の経営を引き受けていることが確認できることから、申立期間①当時、同社はB社の関連会社であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、B社は、申立人がC社において嘱託社員として勤務していた期間について、A社で厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことが推認でき、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び上記従業員カードから判断すると、申立人は、B社に継続して勤務し（昭和39年1月31日にC社からB社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和39年2月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京国民年金 事案 13590 (事案 5916、8374 及び 11190 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 56 年 8 月までの期間及び 58 年 8 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から 56 年 8 月まで
② 昭和 58 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 3 月に国民年金に任意加入し、61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料は、最寄りの区役所出張所又は郵便局で納付していた。申立期間①のうち 56 年 6 月から同年 8 月までの期間が国民年金に未加入とされ、申立期間①のうち 52 年 4 月から 56 年 5 月までの期間及び申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、申立人は、保険料の納付額等の記憶が明確でなく、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間①途中の昭和 56 年 6 月 18 日に国民年金の任意加入資格を喪失したと記載されているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は再申立てを行い、当初の審議結果に納得できないと説明しているが、新たな関連資料、参考情報等の提出は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、平成 22 年 9 月 8 日及び 23 年 6 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、審議結果に納得できないとして四度目の申立てを行っているが、委員会の当初の決定を変更するに足る新たな関連資料の提出が申立人から無い上、申立人は、申立期間①のうち昭和 56 年 6 月から同年 8 月までの未加入期間について、本申立て後に夫と相談した結果、当該期間に係る被保険者資格の喪失及び再取

得の手續は、自身で行ったと思うとしている。

このほか、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな事情の説明や資料の提出も無いなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年11月、15年11月から16年3月までの期間及び17年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年11月
② 平成15年11月から16年3月まで
③ 平成17年4月

私は、国民年金保険料の納付書が届けば必ず保険料を納付していた。手元に未使用の納付書が残っていないため、保険料は全て納付し、未納は無いはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、申立て当初、当該期間前後の期間を含め国民年金保険料を納付書により納付していたと説明していたが、申立人が取引していた金融機関の預金取引明細表には、当該期間前後の期間の保険料が口座振替により納付されている記録があり、説明と相違している上、当該期間の保険料は残高不足のため2か月連続して振替が行われなかったことが確認でき、この場合、当該期間に係る口座振替不能通知書及び納付書が申立人に送付されることとなるが、申立人は、納付書が届けば保険料を納付していると説明することとなり、口座振替不能通知書等を受け取った記憶は無いとしており、当該期間の保険料の納付方法に関する記憶が明確でない。
- 2 申立期間②について、申立人は、当該期間中の平成16年2月頃にA市からB市へ転居したとしているところ、戸籍の附票では同市への転入時期は同年5月であることが確認できることから、同年2月頃から同年5月頃までは転居前のA市の住所に納付書等が届いている可能性が考えられるものの、申立人は、同市からの納付書の受け取りや、同市での当該期間の保険料の納付についての記憶及びB市転入後の当該期間の保険料納付に係る記憶が明確でない。
- 3 申立期間③については、当該期間の保険料が時効後に納付されたことを理由に過誤納とされ、平成19年6月11日に、17年5月の保険料に充当されていることがオンライン記

録により確認できる上、申立人は、申立て当初、当該期間の保険料をC市で納付したと説明しているが、戸籍の附票では同市に住所を移動していないことが確認できることから、申立人に対して同市を管轄する社会保険事務所（当時）から保険料の納付書が送付され、申立人が当該期間の保険料を納付したとは考え難い。

- 4 このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。なお、申立期間はいずれも平成14年度以降の期間であり、14年4月からは保険料収納事務が国に一元化され、年金記録に収録される納付データは、基本的に保険料を収納した金融機関等から電磁的データをもって収録されていることから、申立期間において記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は極めて低いと考えられる。
- これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 10 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月から 3 年 3 月まで

私の母は、大学生の国民年金への加入が強制加入となった平成 3 年に私の国民年金の加入手続を行い、加入当初に私の 20 歳までの国民年金保険料を遡って納付し、その後も大学を卒業するまでの保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 3 年 5 月頃に払い出されており、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は同年 4 月 1 日であることが申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録で確認できるとともに、申立人は、申立期間当時、大学生であったとしていることから、申立期間は、国民年金の任意加入適用期間の未加入期間となり、当該払出時点では、制度上、保険料を納付することができない期間である上、申立人は現在所持する年金手帳以外の手帳を受け取った記憶は無く、申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月

私は、平成4年2月途中で会社を退職したので、区出張所で私の国民年金への切替手続と妻の種別変更手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険適用事業所を退職する都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続とともに、区の国民健康保険への加入手続も行っていたとしているが、申立人夫婦が平成元年8月から居住している区によると、申立人夫婦に係る国民健康保険の加入記録として、同年10月16日から2年2月2日までの期間、7年12月11日から8年2月2日までの期間及び15年8月26日以降の期間については確認できるものの、申立期間に係る加入記録は無いとしており、申立人の説明と相違している。

また、申立人は、自身の国民年金の手続の際に妻の国民年金の手続も一緒に行ったとしているが、申立人の妻の申立期間に係る平成4年2月21日の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更処理及び同年3月2日の第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更処理は、申立期間直後の第3号被保険者の特例に係る届出が行われた8年1月であることがオンライン記録により確認でき、申立人の説明とは相違しているほか、当該届出時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続の際には必ず夫婦二人分の年金手帳を持参したとしているが、申立人が所持する年金手帳には申立期間の資格記録に係る記載が無い上、申立人の妻の年金手帳に記載された申立期間の資格記録は、申立期間後の平成7年12月11日の種別変更手続の際に記載されたもの

とうかがわれるなど、申立人が申立期間当時に厚生年金保険から国民年金への切替
手続を行ったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、
確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわ
せる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、
申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月

私の夫は、平成4年2月途中で会社を退職したので、区出張所で夫の国民年金への切替手続と私の種別変更手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、自身が厚生年金保険適用事業所を退職する都度、申立人の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更処理とともに、区の国民健康保険への加入手続も行ったとしているが、申立人夫婦が平成元年8月から居住している区によると、申立人夫婦に係る国民健康保険の加入記録としては、同年10月16日から2年2月2日までの期間、7年12月11日から8年2月2日までの期間及び15年8月26日以降の期間については確認できるものの、申立期間に係る加入記録は無いとしており、申立人の夫の説明と相違している。

また、申立人の夫は、自身の国民年金の手続の際に申立人の国民年金の手続も一緒に行ったとしているが、申立人の申立期間に係る平成4年2月21日の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更処理及び同年3月2日の第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更処理は、申立期間直後の第3号被保険者の特例に係る届出が行われた8年1月であることがオンライン記録により確認でき、申立人の夫の説明とは相違しているほか、当該届出時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人の夫は、自身の厚生年金保険から国民年金への切替手続の際には必ず夫婦二人分の年金手帳を持参したとしているが、申立人の年金手帳に記載された申立期間の資格記録は、申立期間後の平成7年12月11日の種別変更手続の際に記載されたものとうかがわれる上、申立人の夫が所持する年金手帳には申立期間の

資格記録に係る記載が無いなど、申立人の夫が申立期間当時に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったとは考え難い。

加えて、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 5 月、同年 6 月、51 年 9 月から 52 年 1 月までの期間、同年 3 月から同年 8 月までの期間、53 年 4 月から同年 7 月までの期間、55 年 2 月、60 年 10 月から 61 年 5 月までの期間、62 年 4 月から同年 10 月までの期間、平成元年 4 月から同年 10 月までの期間及び 2 年 6 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 5 月及び同年 6 月
② 昭和 51 年 9 月から 52 年 1 月まで
③ 昭和 52 年 3 月から同年 8 月まで
④ 昭和 53 年 4 月から同年 7 月まで
⑤ 昭和 55 年 2 月
⑥ 昭和 60 年 10 月から 61 年 5 月まで
⑦ 昭和 62 年 4 月から同年 10 月まで
⑧ 平成元年 4 月から同年 10 月まで
⑨ 平成 2 年 6 月から同年 11 月まで

私の母は、私が 20 歳になった頃に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。私は、会社を退職するたびに厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った記憶は無いが、20 代後半からは、区役所で言われたとおりに保険料を納付していた。私が所持している昭和 62 年の確定申告書及び平成 2 年の修正申告書には、いずれも国民年金の記載があることから、納付期間は分からないが、保険料を納付していた。また、平成 5 年 2 月には、年金住宅融資制度を利用して A 協会に融資を申し込み、同年 10 月に融資を受けたが、融資額からみて、私の被保険者期間は 20 年以上あったはずであるため、申立期間に未納があるはずはなく、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった頃に母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと説明しているが、申立人は、国民年金の加入手続に参与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親から当時の状況等を聴取することができないため、当時の状況は不明である。

また、申立人は、20代後半からは自身で保険料を納付していたと主張している。しかし、申立人には、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続、保険料の納付時期、納付場所及び納付金額等の納付状況等に関する記憶は無く、オンライン記録によると、申立期間の全ては、平成5年2月の記録整備において追加された未納期間であり、当該記録整備前は国民年金の未加入期間として管理されていたことから、制度上、保険料を納付することができない期間である上、当該記録整備時点においても、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、自身が所持している「62年分の所得税の確定申告書」及び「平成2年分の所得税の修正申告書」には国民年金の保険料納付額が記載されていることから、納付期間は不明だが、当時、国民年金の保険料を納付したことの証^{あかし}だと主張している。しかし、申立人は、当該確定申告書及び修正申告書に記載されている国民年金保険料額について、その納付期間や納付場所等の記憶が無い^{あかし}ため、納付したとする期間を特定することができないほか、修正申告書に記載されている国民年金保険料額は、当時納付することができる保険料単価では該当できない金額である上、上記のとおり、当時は国民年金の未加入期間であるため、国民年金保険料を納付することができない期間であることを前提にすると、申立期間のうちの一部期間の国民年金保険料を納付していたと判断することはできない。

加えて、申立人は、平成5年2月26日に年金住宅融資制度による融資申込みをA協会に申し込んだが、当該申込み時点で厚生年金保険被保険者期間と国民年金保険料納付済期間の合計期間（以下「合計被保険者期間」という。）が20年以上であったことから、当該融資申込みが一般分融資金額780万円、特別分融資金額550万円として行え、当該金額と同一金額が同年8月3日に融資決定されたのであり、申立期間に未納があるはずはないと主張している。しかし、当該年金住宅融資に係る債権管理回収業務を承継しているB機構の資料から、申立人の上記融資申込日及び融資決定日における年金住宅融資制度の融資基準並びに融資金額等を確認したところ、融資申込み時点での融資基準は、一般分融資金額の上限額が760万円（合計被保険者期間15年以上）であり、申立人が主張する申込金額780万円では当時の一般分融資金額の上限額を超過しており、当時の年金住宅融資制度とは相違する。また、申立人の融資決定日は5年8月3日であり、同年4月22日改正の融資基準に基づき、被保険者期間10年以上の者に対する融資限度額（一般分780万円、特別分770万円）により、一般分融資金額780万円、特別分融資金額550万円が申立人に対して融資決定されたこと、及び当該融資決定日時点において申立人の合計被

保険者期間が 10 年以上あったことを確認できる以外に、申立人の主張する合計被保険者期間が 20 年以上あったことをうかがうことはできない。

このほか、申立人の希望により実施した口頭意見陳述において、申立人は、年金住宅融資の申込日当時に合計被保険者期間が 20 年以上あったとの主張を繰り返しているが、申立期間の保険料について、申立人又は申立人の母親が納付していたことをうかがわせる事情の説明や新たな資料の提出は無い上、申立人の主張する申立人の合計被保険者期間が 20 年以上あったとことを裏付ける資料の提出もない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 12 月から 53 年 6 月までの期間、54 年 1 月から 55 年 3 月までの期間、同年 10 月から 59 年 2 月までの期間及び同年 8 月から平成 2 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 12 月から 53 年 6 月まで
② 昭和 54 年 1 月から 55 年 3 月まで
③ 昭和 55 年 10 月から 59 年 2 月まで
④ 昭和 59 年 8 月から平成 2 年 9 月まで

私は、会社を退職後、国民健康保険と同時に国民年金の加入手続を行い、納付書が送付されてきた都度、国民年金保険料を納付していたが、納付していなかった期間があったため、昭和 59 年 2 月の転居後に保険料納付の督促を受け、その時点で納付することができる期間の保険料を一括納付した。その後は、納付書が送付される都度、その月末には保険料を納付していた。59 年以外の期間に保険料納付の督促を受けた記憶は無く、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間より後の昭和 55 年 6 月 19 日に払い出されており、申立人の国民年金の加入手続は、この頃に行われたものと推認される上、オンライン記録によると、平成 3 年 5 月 29 日において、申立人の資格取得日が昭和 54 年 1 月 7 日から 52 年 12 月 14 日に訂正されていることが確認できることから、当該資格取得日の訂正以前は、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間であった。また、当該期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

申立期間②について、上記加入手続時点において、当該期間の保険料は過年度納付することは可能であるが、申立人は、過年度保険料の納付書発行の申出を行った

記憶が無く、保険料の納付時期、納付場所、納付額等の具体的な納付状況に関する記憶も明確ではない。

申立期間③について、申立人は、昭和 59 年 2 月の転居後に保険料納付の督促を受け、その時点で納付することができる期間の保険料を一括して納付したと述べている。しかしながら、申立人は、保険料を遡って納付したとする期間やその納付額及び保険料を納付することができなかつたとする期間の記憶が明確ではない。また、申立人の戸籍の附票によると、55 年 7 月に A 区、56 年 3 月に B 区、59 年 2 月に C 区、61 年 11 月に D 区に転居していることが確認できるが、オンライン記録によると、平成 3 年 5 月において、B 区から直接 D 区に住所変更している記録となっており、保険料を遡って納付したとする 59 年 2 月に転居した C 区への住所変更記録が無いことから、C 区において、申立人に対して納付書が発行されていたとは考え難い。

申立期間④について、申立人の戸籍の附票によると、申立人は、昭和 59 年 2 月に B 区から C 区に転居していることが確認できるが、オンライン記録によると、61 年 11 月に転居した D 区への住所変更が平成 3 年 5 月に記録されていることから、国民年金の記録管理上、昭和 59 年 2 月から平成 3 年 5 月までの期間は、申立人の住所は把握されていないため、C 区及び D 区において、申立人に対して納付書が発行されておらず、当該期間の保険料を納付することができなかつたと考えられる。

また、申立期間は 4 か所で合計 137 か月であり、申立人の手帳記号番号払出後においても 115 か月となり、このような長期間にわたる保険料の納付記録が誤り続けることは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から52年12月まで
私の母は、私たち兄妹が20歳になった時にそれぞれの国民年金の加入手続を行ってくれた。家業の業種組合の会合が毎月区の出張所で行われており、母はその会合に出席した時に家族全員の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が20歳になった時に母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと述べている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和55年4月に払い出されており、オンライン記録によると、同年3月に付加保険料の申出を行ったことが確認できることから、申立人の加入手続は同年3月頃に行われたと考えられ、申立人の母親が加入手続を行ったとする時期と相違する。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和55年4月は、第3回特例納付実施期間であり、申立期間は特例納付により保険料を納付することが可能であるが、申立人及びその母親は、申立期間の保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いと述べている。

さらに、申立人の母親は、申立人と同様、申立人の長兄も20歳から保険料を納付していたと述べているが、長兄の手帳記号番号は、長兄が27歳になっている昭和54年2月に払い出されている上、オンライン記録によると、長兄が20歳になった46年*月から51年12月までの保険料は未納となっていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は上記手帳記号番号が記載された年金手帳を1冊所持しているが、ほかの手帳を所持したことはないと述べており、申立期間当時、申

立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月から58年3月まで

私の母は、私たち兄妹が20歳になった時にそれぞれの国民年金の加入手続きを行ってくれた。家業の業種組合の会合が毎月区の出張所で行われており、母はその会合に出席した時に家族全員の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人が20歳になった時に申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人の国民年金保険料を納付していたと述べている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和59年7月に払い出されており、申立人の加入手続きはこの頃に行われたと考えられ、申立人の母親が加入手続きを行ったとする時期と相違する。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和59年7月時点で、申立期間のうち57年4月以降の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人の母親は、申立期間の保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いと述べているほか、オンライン記録によると、60年4月において、申立期間直後の昭和58年度及び59年度の保険料を過年度納付及び現年度納付していることが確認でき、当該納付時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の母親は、申立人と同様、申立人の長兄も20歳から保険料を納付していたと述べているが、長兄の手帳記号番号は、長兄が27歳になっている昭和54年2月に払い出されている上、オンライン記録によると、長兄が20歳になった46年*月から51年12月までの保険料は未納となっていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は上記手帳記号番号が記載された年金手帳を1冊所

持しているが、ほかの手帳を所持したことはないと述べており、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13600 (事案 8873 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から50年3月までの期間、56年3月から59年9月までの期間及び61年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年6月から50年3月まで
② 昭和56年3月から59年9月まで
③ 昭和61年10月

私は、申立期間①については、20歳の誕生月に父と一緒に区の出張所へ行き、国民年金の加入手続を行い、学校を卒業して会社に就職するまでの国民年金保険料を納付していた。申立期間②及び③については、前回、当該期間の記録訂正は認められなかったが、昭和50年9月に会社を退職した後に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料を納付していた。婚姻後も、元夫が転職するたびに任意加入手続を行い、保険料を納付していた。申立期間②の大部分が国民年金に未加入で、申立期間全ての保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、20歳の誕生月に父親と一緒に区の出張所へ行き、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、戸籍謄本によると、申立人が帰化したのは昭和48年3月であるため、当該期間のうち47年6月から48年2月までの期間は外国籍であったことから、国民年金の適用除外期間であり、制度上、国民年金に加入することはできず、国民年金保険料を納付することができない期間であった。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間後の昭和52年5月に申立人の両親と連番で払い出されていることから、この時期に両親と一緒に加入手続を行ったと考えられ、申立人の主張する加入手続の時期と相違する上、当該払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)が無く、当該期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらず、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②に係る申立てについては、申立人が所持する年金手帳には、当該期間について、昭和59年6月を除き国民年金の被保険者であったとの記載が無く、申立人の元夫が厚生年金保険の被保険者であったことによる任意加入対象期間の未加入期間であること、申立人は59年6月に係る国民年金の加入手続きを行った記憶が明確ではなく、申立人の元夫も同月の国民年金が未加入期間であること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年11月4日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、過去に盗難に遭い紛失したとする年金手帳には当該期間に係る任意加入資格の得喪記録が記載されていたと主張しているが、申立人が当該期間当時に居住していた区が作成した昭和58年11月9日現在の年度別納付状況リストには、申立人について、当該期間に係る任意加入資格の得喪記録は記載されておらず、当該期間の納付欄は空欄、区分欄には「フザイ」、受給欄には「99(受給資格期間判定処理の対象から除外)」と記載されている上、同区が作成した国民年金被保険者名簿索引票においても、「54年4月13日不在」「61年21次(61年8月頃)再取得」と記載されていることから、同区では、当該期間当時、申立人を国民年金の不在被保険者として管理していたため、申立人に対して納付書は発行されておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、昭和61年10月31日において、59年7月から同年9月までの期間の保険料が「01 済通 無資格期間納付(金融機関からの保険料の収納の通知時点で、還付対象期間は無資格期間)」として過誤納を理由に還付決議されていることがオンライン記録で確認できることから、申立人の国民年金に係る資格記録は、当該還付決議前に申立人の元夫の厚生年金保険の加入記録を基に整備されたと考えられ、当該還付決議時点では、56年3月から59年5月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間は任意加入期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間であるほか、同年6月は、時効により保険料を納付及び充当することができない期間である。

申立期間③に係る申立てについては、申立人が所持する当該期間の被保険者資格に関する区役所からの通知文書の内容等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年11月4日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、区役所から通知文書が届いたので区の出張所で言われたとおりの手続きを行ったと述べているところ、申立人が所持する当該通知文書には、平成元年11月4日付けで「ご主人の厚生年金の加入状況を確認しましたら、61年10月21日付資格喪失、61年11月1日付再加入という記録ですので61年11月1日付3号Aという届出が必要になります。」と記載されており、オン

ライン記録では、元年11月22日に、当該期間に係る第3号被保険者資格の得喪処理が行われていることが確認できることから、当該期間は、申立人が同年同月に当該期間に係る第3号被保険者資格の得喪手続を行ったことにより、第3号被保険者期間から未納期間に変更されたと考えられ、当該得喪処理が行われる前は、第3号被保険者期間であったため申立人に納付書は発行されておらず、当該得喪処理が行われた時点では、既に時効により保険料を納付することができない期間である。

今回、申立期間②及び③に係る再申立てに当たり、申立人から新たな資料の提出は無く、申立人の主張及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年頃から27年頃まで

A店に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。数か月後に入店した同僚は、同店の勤務期間に係る厚生年金を受給していると聞いたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の入店より数か月後に入店した中学校の同級生の同僚と共に、A店に勤務していたとしており、当該同僚も申立人と同店で勤務していた時期がある旨を供述していることから、期間は特定できないが、申立人が同店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人及び同僚は、A店の明確な所在地、事業主名、業種等を記憶しておらず、申立事業所を特定することができない。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、申立期間に申立事業所と同地区にB工場（昭和29年にC社に名称変更）が存在しており、その所在地と申立人及び同僚が記憶している申立事業所付近の地理に一致する点があることから、同工場が申立事業所である可能性がうかがえるものの、同工場は昭和30年3月1日に適用事業所でなくなっている上、事業主及び同工場に係る事業所別被保険者名簿に記載された従業員は、連絡先が不明又は死亡等で、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

さらに、当該被保険者名簿には、申立期間に、申立人、同僚及び申立人の入店を世話したとされる従業員の氏名を確認できず、申立期間の健康保険番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 24024 (事案 17788 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 8 月 1 日から 13 年 11 月 1 日まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬から見て低い旨を第三者委員会に申し立てたところ、代表取締役として自身の標準報酬月額に係る遡及減額訂正処理に関与していたことなどの理由により、記録の訂正を認めてもらえなかった。当該処理について、自ら関係資料数枚に代表者印を押したのは、会社の存立が怪しい状況下で、社会保険事務所(当時)の担当者から脅かされ、白紙書類に押印を要求されたためである。今回、新たな資料として、申立期間当時の賃金台帳を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間のうち、平成 9 年 8 月から 12 年 7 月までの標準報酬月額が遡って減額訂正処理されていること、また、当該処理以降の同年 8 月から 13 年 10 月までの標準報酬月額が当該処理後の標準報酬月額と一致していることがオンライン記録から確認できるものの、i) 申立人が申立期間当時、A社の代表取締役であったこと、ii) 同社に係る滞納処分票において、当時、厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所から申立人に対して滞納保険料の納入を促していたこと、iii) 申立人は、社会保険事務所に出向いた際、「関係資料数枚に代表者印を押した。申立期間当時の社会保険の手続は、全て自分が担当していた。」と供述していることなどの理由から、23 年 6 月 8 日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、自ら関係資料数枚に代表者印を押したことについて、「会社の存立が怪しい状況下で、社会保険事務所の担当者から脅かされ、白紙書類に押印を要求されて、やむなく押したものです。」と主張し、また、新たな資料として、申立期間の一部

である平成12年及び13年における賃金台帳を提出して、再申立てを行っている。

しかしながら、上記主張については、前回の申立てにおける申立人による「関係資料数枚に代表者印を押した。申立期間当時の社会保険の手続は、全て自分が担当していた。」との供述から、申立人がA社の代表取締役として、自身の標準報酬月額に係る減額訂正処理に関与していたと判断されるところ、会社の業務として行った行為の責任は代表取締役にあることから、当該処理が有効なものではないとする主張は認められない。

また、A社の従業員は、「B社会保険事務所（当時）から、頻りに電話が来ていたが、経営状態が悪かったので厚生年金保険料の滞納についてのことだと思っていた。ところが、ある時期から電話が来なくなった。そこで、同事務所の係員に確認したところ、社長が標準報酬月額の引下げについての申請を行ったことが分かった。」と供述している。

さらに、申立期間のうち、平成11年12月から13年10月までについて、今回、新たな資料として提出された上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は59万円であるところ、申立人は、「平成10年9月から13年10月までの自分の給与は未払である。」としているため、当該賃金台帳は厚生年金保険料の控除があったことを証明するものとはならないことから、当初の決定を変更すべき新たな資料とは認められない。

このほか、前回の申立てに係る決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 46 年 3 月 31 日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 44 年 4 月 1 日から 46 年 3 月 31 日まで A社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成 4 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主及び経理事務担当者二人は、死亡又は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 45 年 6 月 1 日から 46 年末までの期間に厚生年金保険被保険者資格を月末に喪失していることが確認できる 12 人（申立人を除く。）のうち雇用保険の記録を確認できる 7 人をみると、離職日の翌日に資格を喪失している者は一人のみで、3 人が離職日と資格喪失日が同日、二人が離職日より 1 か月後に資格を喪失、残る一人が離職日より 1 か月前に資格を喪失しており、同社では、離職の実態に即した資格喪失の届出が行われていない状況がうかがわれる。

さらに、申立期間より後の経理事務担当者は、自身が担当する前から、A社における厚生年金保険料は翌月給与からの控除のため、月末退職者の退職月の給与からは 2 か月分の保険料を控除する取扱いであった旨供述しているところ、上記の厚生年金保険被保険者資格の月末喪失者 12 人のうち連絡先が判明した 10 人に厚生年金保険料の控除状況を照会し 9 人から回答があったが、9 人全員が当時の給与支払明細書等の給与からの保

険料の控除が分かる資料を保有しておらず、また、そのうち8人は資格喪失月における厚生年金保険料の控除に関する記憶が無く、残る一人は、「同社は、保険料負担の関係から月の末日を資格喪失日として届け出たのかもしれない。退職月の給与から2か月分の厚生年金保険料が控除された記憶は無い。」旨供述している。

なお、申立人は、「退職月の給与支給額は前月と比較しても大きな差は無かったと思う。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 9 月 21 日から 11 年 6 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていない。同社の社員として勤務したのは「在職期間証明書」のとおり間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した在職期間証明書及び同社から提出された労働者名簿により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、申立期間当時、パート社員や契約社員等の厚生年金保険加入について認識不足から加入手続を適正に行っていなかったとし、申立期間における賃金台帳等は処分してしまい厚生年金保険料控除は確認できないが厚生年金保険の加入手続前から保険料を控除するようなことは行っていない旨回答している。

また、申立人の給与振込口座に係る記録からA社からの給与の振り込みは確認できるものの、当該振込金額からは申立期間の厚生年金保険料控除を確認することはできない。

さらに、申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、資格取得日は平成 11 年 6 月 1 日と記録されており、厚生年金保険のオンライン記録の資格取得日と一致する。

なお、申立人は、申立期間に係る給与明細書は持っていないが、厚生年金保険料は控除されていなかったと思うと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年6月頃から10年5月頃まで
② 平成10年6月頃から12年11月頃まで
③ 平成12年11月頃から13年2月11日まで

A社(現在は、B社)に勤務した申立期間①及び③、それぞれの勤務期間は覚えていないが、C社、D社(現在は、E社)及びF社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間において、人材派遣業の各社に派遣従業員として登録し、各々の事業所の派遣命令に応じて、派遣先事業所に勤務していたのは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び申立人がA社から派遣されたとするG社の総務課担当者の供述から、申立人は、当該期間のうち、平成7年11月1日から10年3月31日まで、A社の派遣従業員として派遣先事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社の人事担当者は、「当時の資料は保管されていないが、当時のA社では、派遣従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、希望者のみを加入させていた。また、厚生年金保険の加入の有無については、派遣労働契約を交わす際に文書で提示していた。」旨供述している。

また、G社の総務課担当者は、「当時、A社の担当者に派遣従業員に係る厚生年金保険等の加入状況を確認したところ、同社からの派遣従業員については、全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、希望者のみを加入させている旨の説明を聞いた記憶がある。」旨供述しているところ、G社から提出された、当時、A社から派遣され、G社に勤務していた派遣従業員10人(申立人を含む。)の氏名が記載された資料によると、その全員がA社において厚生年金保険に加入していないことがオンライン記録か

ら確認できる。

申立期間②について、申立人は、「それぞれの勤務期間は覚えていないが、C社、D社及びF社から派遣命令を受けて派遣先事業所に勤務していた。」旨供述しているところ、A社から提出された申立人に係る賃金台帳によると、申立人は、当該期間のうち、平成11年7月1日から同年11月20日まで及び12年2月1日から同年11月7日まで、D社で派遣従業員として勤務していたことは確認できる一方、C社及びF社は当時の資料を保管していないと回答しており、また、申立期間②において申立人に係る雇用保険の加入記録も確認できないことから、申立期間②のうち、11年7月1日から同年11月20日まで及び12年2月1日から同年11月7日までの期間を除き、申立人の勤務を確認することができない。

また、上記賃金台帳において申立人がD社で派遣従業員として勤務していたことが確認できる上記期間において、申立人は、給与から厚生年金保険料や雇用保険料を含む社会保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、C社及びF社における各厚生年金保険担当者は、「当時、派遣従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、希望者のみを加入させていた。また、厚生年金保険の加入の有無については、派遣労働契約を交わす際に文書で提示していた。」旨供述している。

申立期間③について、申立人がA社から派遣されたとするH社の総務課担当者の供述から判断すると、申立人が、当該期間にA社の派遣従業員として派遣先事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の人事担当者は、「当時の資料は保管されていないが、当時のA社では、派遣従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、希望者のみを加入させていた。また、厚生年金保険の加入の有無については、派遣労働契約を交わす際に文書で提示していた。」旨供述している。

また、H社の総務課担当者は、「申立人は当該期間後、当社の従業員として厚生年金保険に加入しているが、従業員になる前の派遣期間における厚生年金保険の取扱いについては分からない。」旨供述している。

なお、申立人は、各申立期間の派遣先事業所における同僚を記憶しておらず、C社、D社及びF社から派遣されたとするI社（現在は、J社）、K社（現在は、L社）及びM社の各担当者は、「当時の資料は保管しておらず、申立人の勤務実態については不明である。」旨供述している。

また、申立人の当時の住所地を管轄する区役所の記録によると、申立人は、平成7年6月13日から13年2月12日まで国民健康保険に加入していることが確認できる上、8年9月*日付けで、申立人の婚姻に伴い、世帯分離の手続が行われていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 30 日から同年 12 月 1 日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の船員保険加入記録が無い旨を第三者委員会に再度申し立てたところ、同委員会から、記録の訂正を行うことはできないと通知があった。

しかし、第三者委員会の判断は事実誤認であり、納得、承服できないため、新たにC校D科第11回生(昭和43年9月2日)の写真や供述書を提出するので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、退職金算出明細書及び人事記録から、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し、昭和43年9月2日から同年11月30日まではD科講習を受講していたことが確認できるが、i) 申立人と同時期に講習を受講していた従業員6人についても、申立期間に同社における船員保険の加入記録が無いこと、ii) このうちの二人が、申立期間は船員保険の任意継続被保険者となっており、当該二人のうち一人及び当時、同社で船員保険の手続を担当していた者が、上記講習の受講中は一旦離職という形をとるので船員保険の任意継続手続をするよう事業所から指示された旨供述していることから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年6月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者は、船員保険の強制被保険者となるはずであり、申立期間は社命により講習を受講していた期間で、船員保険の健康保険証も所持していたので、再調査をしてほしい旨再申立てを行ったが、A社に係る船員保険被保険者名簿の備考欄には、申立人が昭和43年8月30日に資格喪失した際に被保険者証及び被扶養者証を返納したことを示す記載が確認でき、申立人の主張については、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められ

ず、このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 24 年 8 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、船員保険は船員法上の船員に適用される強制保険であり、申立期間は船員法の船員で、船員保険の被保険者であったと供述して、申立期間のD科講習時の写真を新たな資料として提出した上で、今回自分の供述した内容を再調査し、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい旨主張している。

しかしながら、本件における申立人の提出資料及び主張から、申立期間に係る船員保険料控除の事実を確認又は推認できる新たな関連資料及び周辺事情は得られず、このほか、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。